

変更 年度	令和 3
----------	---------

# 最上村山地域森林計画変更計画書

最上川流域  
最上村山森林計画区

令和 2年 4月 1日  
計画期間  
令和12年 3月31日

令和 元年12月 策定  
令和 2年12月 一部変更  
令和 3年12月 一部変更

山 形 県

最上村山森林計画区の地域森林計画を下記のとおり変更する。

記

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### 【地域森林計画の対象に追加する区域】

市町村名	所 在		面積	理由	備考
	大字	字			
山形市	上東山ほか	中沢山ほか	8.78ha	境界明確化事業の成果反映	
上山市	上生居	須田尻ほか	13.82ha	境界明確化事業の成果反映	
天童市	山元	東猪ノ森ほか	4.84ha	錯誤修正	
東南村山 計			27.44ha		
東根市	東根	丑沢山	4.16ha	錯誤修正	
大石田町	次年子	大平	52.29ha	官行造林地の返地	
北村山 計			56.45ha		
村山 計			83.89ha		
真室川町	大沢	悪次郎ほか	7.21ha	現地調査による修正	
最上 計			7.21ha		
最上村山森林計画区 計			91.10ha		

#### 【地域森林計画の対象から除外する区域】

市町村名	所 在		面積	理由	備考
	大字	字			
山形市	新山ほか	岩ノ沢ほか	3.61ha	現地調査による修正	
東南村山 計			3.61ha		
尾花沢市	毒沢ほか	川原子ほか	55.23ha	現地調査による修正	
大石田町	鷹巣	岡草山	4.26ha	現地調査による修正	
北村山 計			59.49ha		
村山 計			63.10ha		

最上町	黒沢	土ハケほか	0.29ha	地籍調査の反映	
大蔵村	清水	川原前	0.02ha	現地調査による修正	
最上 計			0.31ha		
最上村山森林計画区 計			63.41ha		

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

(1) で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林整備及び保全の基本方針を下記表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の望ましい姿	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	<p><u>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</u></p> <p><u>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</u></p> <p><u>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定や適切な管理を推進することを基本とする。</u></p>
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。	<p><u>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</u></p> <p><u>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</u></p> <p><u>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</u></p>

<p>快適環境 形成機能</p>	<p>樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。</p>	<p>県民の日常生活に密接なかかわりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防雪防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩い多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保険・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林においては、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・育成の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林においては、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>

木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、<u>木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</u></p> <p><u>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</u></p>
---------	---	--

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、気象、地形、地質、土壌その他の自然条件のほか車道や集落からの距離等といった社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要動向、森林の構成等を勘案して定めることとする。

また、伐採跡地が連続することがないように、隣接する伐採跡地間は主林木又は周辺森林の成木の樹高程度の間隔をあけることや、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することを標準とするほか、立木の伐採・搬出に当たっては、「山形県森林作業道作設指針」により、作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採後の植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全等を考慮した方法とする。なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとし、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

##### 〔皆伐〕

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

##### 〔択伐〕

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

#### 2 造林に関する事項

##### (1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の人工造林を促すことを基本として、気候、地形、地質、土壌その他の自然条件、種苗の需給動向、造林施業技術、木材の利用状況等を勘案して定めることとし、標準的な人工造林の対象樹種は、スギ、アカマツ、ブナ、ナラを主体とする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとする。

## イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

### ① 人工造林の植栽本数

人工造林における植栽本数については、次の植栽本数を標準として、多様な施業体系や生産目標を勘案して定めることとするが、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮しつつ、低密度植栽の導入に努めることとする。

なお、スギ苗においては、コンテナ苗の活用に加え、成長に優れた系統の苗木、少花粉等の花粉症対策の苗木の導入の増加に努めることとする。

#### 【人工造林の植栽本数】

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立て、密仕立て	2,000~3,000本/ha

※ 保安林で植栽指定のある場合は、指定された樹種及び本数を植栽すること。

## エ 皆伐後の更新に関する指針

将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。更新にあたっては、「山形県における皆伐・更新施業の手引き」によることとする。また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。天然生林の更新は、天然下種更新及びぼう芽更新とするが、これにより難しい場合は、適地適木や在来樹種等を考慮して植栽することとする。

## (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状

況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林について、適確な更新を確保することとし、高木性の樹種の天然更新が期待できない以下のような森林については、植栽により更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等の基準は、市町村森林整備計画において定めることとする。

(4) その他必要な事項

ア 木材等生産機能維持増進森林において推進すべき造林に関する事項

木材等生産機能維持増進森林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じて、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるよう、適切な造林を推進し、森林の健全性を確保することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(3) その他必要な事項

ウ (削除)

エウ 搬出間伐については、列状間伐施業や施業団地の集約化を図りながら路網整備と効率的な高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入に努めることとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な区域について設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定することとする。当該区域が(1)の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

特に効率的な施業が可能な森林の区域については、林地生産力、標高、積雪深、斜面方位や傾斜角といった自然条件や、その他作業性等を考慮したうえで、地域の实情に応じて面的に定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

**【森林施業の方法に関する指針】**

機能森林の区分	森林施業の方法に関する指針
木材等生産機能維持増進森林	森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効果的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた継続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう、適切な保育及び間伐等の実施並びに計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めることとする。

	<p>なお、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。</p> <p>また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、植栽による更新を行うことを原則とする。</p>
--	---

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道含む。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良含む。）する。

また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や車道や集落からの距離等といった社会的条件が良好で、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえ推進する。特に林道の開設については、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良については、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

### (5) 林産物の搬出方法等

#### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌の条件に応じた適切な方法により行う。

特に、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林での搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、ウインチ等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめることとする。

#### イ 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定すべき森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に



## 関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地所有届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進する。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

あわせて、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとする。

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、最上村山地域の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。その際、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組む。

さらに、森林施業の集約化状況や地域の特性に応じつつ、主伐及び間伐や、複層林への誘導に必要な施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機

械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの導入とその普及及び定着を推進する。

#### (5) 木材加工・流通体制の整備に関する方針

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需要や森林資源の持続を確保する取組の実施状況も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

#### (6) その他必要事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や、森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。

### **第4 森林の保全に関する事項**

#### **1 森林の土地の保全に関する事項**

##### (3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

オ 太陽光発電施設などの大規模な施設を設置する場合には、雨水の浸透能や流出量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

#### **2 保安施設に関する事項**

##### (3) 治山事業の実施に関する方針

災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や、短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫などの災害の形態が変化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を計画的に推進することとする。その際、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めることとする。また、流域治水の取組みと連携し、浸透・保水機能を維持向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策など、効果的な治山対策を講ずることとする。

## 第6 計画量等

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区 分	人工造林 (ha)	天然更新 (ha)
総 数	5,214	<u>2,642</u>
うち前半5年分	2,824	<u>1,320</u>

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

別紙1のとおり変更する。

### 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

#### (3) 実施すべき治山事業の数量

別紙2のとおり変更する。

#### (附) 参考資料

### 6 その他

#### (2) 持続的伐採可能量

第1表, 第2表のとおり。

#### (3) その他

#### ○附録第10号

#### 持続的伐採可能量の計算要領

(別紙1)

## 4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区域 面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	山形市	王地向	1.1	1	35	○	①	
開設	自動車道	林業専用道	山形市	仁田ノ沢三号	2.3	1	65	○	②	
開設	自動車道	林業専用道	山形市	桧木沢	2.4	1	41	○	③	
開設	自動車道	林業専用道	山形市	岩ノ沢二号	1.0	1	21	○	④	
山形市				4 路線	6.8	4	162			
開設	自動車道		大江町	沢口道海	9.3	1	357	○	④	
大江町				1 路線	9.3	1	357			
村山調査区 計				5 路線	16.1	5	519			
開設	自動車道		村山市	湯舟沢五十沢	2.5	1	88	○	⑥	
村山市				1 路線	2.5	1	88			
北村山調査区 計				1 路線	2.5	1	88			
開設	自動車道		金山町	一の沢	1.5	1	1,098		①	
金山町				1 路線	1.5	1	1,098			
開設	自動車道		最上町	最上奥の細道	3.9	1	294	○	①	
開設	自動車道		最上町	月楯蔵沢	2.5	1	104	○	②	
最上町				2 路線	6.4	2	398			
開設	自動車道	林業専用道	真室川町	小国西小俣	4.2	1	115	○	①	
真室川町				1 路線	4.2	1	115			
最上調査区 計				4 路線	12.1	4	1,611			
最上村山計画区 計				10 路線	30.7	10	2,218			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区域 面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (改良)		山形市	面白山	0.1	1	68	○	①	橋梁
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山形市	二口	9.0	17	467	○	②	法面
拡張	自動車道 (改良)		山形市	東ノ沢	0.1	1	144		③	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	大塩沢八森	0.1	4	273		④	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	追立平	0.1	1	72		⑤	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	戸沢滑川	0.1	1	93		⑥	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	早坂	0.1	1	107		⑦	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	八森	0.1	1	8	○	⑧	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	千手院	0.1	2	12	○	⑨	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	新田	0.1	1	85	○	⑩	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	逆倉丸森	0.1	1	121	○	⑪	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	宇津野	0.1	1	56		⑫	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	岩ノ沢	0.1	1	157	○	⑬	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	小西沢	0.1	2	101	○	⑭	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	不動沢	0.1	2	42	○	⑮	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	石作	0.1	1	133	○	⑯	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	小物越	0.1	1	37		⑰	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	青野	0.1	1	90	○	⑱	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	切畑	0.1	1	30		⑲	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	小山向	0.1	1	39		⑳	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	三本木	0.1	1	113	○	㉑	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	豆山	0.1	1	19	○	㉒	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	葛倉	0.1	1	14	○	㉓	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	高瀬	0.1	1	165	○	㉔	橋梁
山形市				24 路線	11.3	46	2,446			
拡張	自動車道 (舗装)		上市市	小倉沢	3.5	1	90		①	舗装
拡張	自動車道 (舗装)		上市市	不平	0.2	3	542		②	舗装
上市市				2 路線	3.7	4	632			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		天童市	面白山	0.3	1	179		①	局部
天童市				1 路線	0.3	1	179			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区域 面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	新田原	0.4	3	90		①	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	湯ノ入	0.2	3	115		②	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	みこくぼ	0.1	3	206	○	③	局部
拡張	自動車道 (舗装)		山辺町	玉虫	0.3	1	9		④	舗装
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	鳥海	0.1	3	53	○	⑤	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	嶽原	0.1	3	114		⑥	局部
山辺町				6 路線	1.2	16	587			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		寒河江市	岩木田代	1.0	2	125		①	法面
拡張	自動車道 (舗装・改良)		寒河江市	幸生高旭	4.7	2	300		②	法面
寒河江市				2 路線	5.7	4	425			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		河北町	岩木田代	2.6	2	407		③	法面
河北町				1 路線	2.6	2	407			
拡張	自動車道 (舗装)		西川町	禿山	4.6	1	260		①	舗装
拡張	自動車道 (改良)		西川町	間沢川・高旭	0.4	1	244		②	幅員
拡張	自動車道 (改良)		西川町	西沢	0.3	3	121		③	局部
拡張	自動車道 (改良)		西川町	大岫峠	2.2	1	132		④	幅員
拡張	自動車道 (改良)		西川町	間沢川	0.5	5	734		⑤	局部
拡張	自動車道 (改良)		西川町	沼の平	0.5	5	527		⑥	局部
拡張	自動車道 (舗装)		西川町	沼の平・小倉	6.9	1	1,112		⑦	
拡張	自動車道 (舗装)		西川町	小沼	2.0	1	324		⑧	
拡張	自動車道 (舗装)		西川町	小柳	3.3	1	230		⑨	
拡張	自動車道 (改良)		西川町	西の沢	2.3	1	245		⑩	幅員
西川町				10 路線	23.0	20	3,929			
拡張	自動車道 (舗装)		朝日町	暖日山	1.7	1	790		①	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		朝日町	白倉	0.5	1	95		②	幅員
拡張	自動車道 (舗装)		朝日町	若神子	0.5	1	137		③	
拡張	自動車道 (舗装)		朝日町	曲淵	0.9	1	48		④	
拡張	自動車道 (舗装)		朝日町	菅沼	1.0	1	202		⑤	
朝日町				5 路線	4.6	5	1,272			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区域 面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)		大江町	田代山袖山	0.1	1	405		①	
拡張	自動車道 (舗装)		大江町	古寺神通峡	0.9	1	131		②	
拡張	自動車道 (舗装)		大江町	小柳	0.8	1	387		③	
拡張	自動車道 (舗装)		大江町	七夕畑征矢形	3.6	1	162		④	
拡張	自動車道 (舗装)		大江町	小新檜山	4.0	1	124		⑤	法面
大江町				5 路線	9.4	5	1,209			
村山調査区 計				56 路線	61.8	103	11,086			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		村山市	湯野沢葉山	3.0	1	897		①	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		村山市	小松沢	2.0	1	52		②	法面
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	二の沢	1.0	1	72		③	
拡張	自動車道 (改良)		村山市	樽石	0.3	3	1,109		④	局部
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	葉山	0.2	1	2,422		⑤	
拡張	自動車道 (改良)		村山市	岩野大円院	3.0	1	860		⑥	局部
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	宮沢	1.0	1	149		⑦	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	高来沢	3.1	1	254		⑧	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	一の沢	0.6	1	44		⑨	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	赤岩清水平	1.4	1	35		⑩	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	深沢	1.9	1	101		⑪	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	湯の入	1.4	1	122		⑫	
村山市				12 路線	18.9	14	6,117			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		東根市	長坂向	3.4	2	156		①	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	横沢	0.1	2	604		②	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	ハチカ沢	0.1	2	464		③	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	中平	0.1	1	131		④	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	堂木沢	0.2	1	233		⑤	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	日の沢	0.5	1	77		⑥	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	丑沢牛居	1.0	1	623		⑦	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	水無沢	1.0	3	252		⑧	法面 局部
拡張	自動車道 (改良)		東根市	峠沢	0.1	1	285	○	⑨	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	内横沢	0.1	2	122		⑩	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	泥沢Ⅱ	0.1	2	465		⑪	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	滝の沢	0.1	1	171		⑫	橋梁
東根市				12 路線	6.8	19	3,583			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区域 面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装・改良)		尾花沢市	銀山	4.5	12	202	○	①	法面
拡張	自動車道 (改良)		尾花沢市	大平	1.2	4	93		②	局部
拡張	自動車道 (改良)		尾花沢市	雨沼	1.1	7	308		③	局部 橋梁
尾花沢市				3 路線	6.8	23	603			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		大石田町	小平	4.4	2	670		①	法面
大石田町				1 路線	4.4	2	670			
北村山調査区 計				28 路線	36.9	58	10,973			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		新庄市	山屋	1.5	2	297		①	法面
拡張	自動車道 (舗装)		新庄市	上野1号	1.0	1	124		②	
拡張	自動車道 (舗装)		新庄市	小角沢	1.2	1	92		③	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		新庄市	東山	1.0	1	108		④	幅員
新庄市				4 路線	4.7	5	621			
拡張	自動車道 (改良)		金山町	柳原・外沢	1.2	13	200		①	法面
拡張	自動車道 (改良)		金山町	蒲沢栃の木	2.2	13	154		②	法面
拡張	自動車道 (改良)		金山町	山崎・田茂沢	0.9	4	103		③	法面
拡張	自動車道 (改良)		金山町	魚清水・羽場	0.3	3	148		④	法面
拡張	自動車道 (改良)		金山町	西の沢	0.5	1	32		⑤	幅員
金山町				5 路線	5.1	34	637			
拡張	自動車道 (舗装)		最上町	市の沢	0.4	1	308		①	
拡張	自動車道 (舗装)		最上町	本城	0.2	2	279		②	
最上町				2 路線	0.6	3	587			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		舟形町	松橋滝の沢	1.6	1	189		①	局部
舟形町				1 路線	1.6	1	189			
拡張	自動車道 (舗装)		真室川町	内ノ沢	0.6	1	115		①	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		真室川町	川舟沢	0.6	1	153		②	局部
拡張	自動車道 (改良)		真室川町	関沢	0.2	1	110		③	局部 橋梁
拡張	自動車道 (舗装)		真室川町	秋山栗谷沢	3.6	1	395		④	
拡張	自動車道 (舗装)		真室川町	大石川山	0.5	1	32		⑤	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		真室川町	塩沢山	0.5	5	74		⑥	局部 橋梁
真室川町				6 路線	6.0	10	879			



開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区域 面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)		大蔵村	塩藤田沢	1.3	1	261		①	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		大蔵村	松橋滝の沢	1.7	1	378		②	局部 橋梁
拡張	自動車道 (舗装)		大蔵村	木ノ芽坂	2.6	1	92		③	
拡張	自動車道 (舗装)		大蔵村	藤田沢桂	2.5	1	63		④	
大蔵村				4 路線	8.1	4	794			
拡張	自動車道 (舗装)		鮭川村	羽州湯の里	2.8	1	153		①	
鮭川村				1 路線	2.8	1	153			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		戸沢村	西山	5.6	2	355		①	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		戸沢村	古口	3.4	2	316		②	局部
拡張	自動車道 (改良)		戸沢村	市の沢	0.5	2	256		③	局部
戸沢村				3 路線	9.5	6	927			
最上調査区 計				26 路線	38.4	64	4,787			
最上村山計画区 計				110 路線	137.1	225	26,846			

(別紙2)

## (3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
山形市	( 上東山 ) 中沢山	1		溪間工・本数調整伐	
山形市	( 上宝沢 ) 王地向	1	1	本数調整伐・除伐	
山形市	( 上宝沢 ) 松留沢	1		本数調整伐	
山形市	( 下宝沢 ) 小塩沢	1		溪間工・本数調整伐	
山形市	( 蔵王温泉 ) 瀧山	1	1	排土工・杭打工・暗渠工	
山形市	( 山寺 ) 焼谷沢	1		本数調整伐	
山形市	( 釈迦堂 ) 鱒口	1	1	溪間工・山腹工	
山形市	( 東山形 ) 舟ヶ沢	1		除伐・枝落・本数調整伐	
山形市	( 長谷堂 ) 滝ノ山	1	1	山腹工	
小計		9	4		
上山市	( 川口 ) 泥部山	1		溪間工・本数調整伐	
上山市	( 菖蒲 ) 日向山	1		溪間工・本数調整伐	
上山市	( 久保川 ) 逢坂山	1	1	本数調整伐	
上山市	( 小穴 ) 大山沢	1	1	溪間工・本数調整伐	
上山市	( 萱平 ) コサクヤマ	1		溪間工・本数調整伐	
上山市	( 菖蒲 ) サヤド	1	1	本数調整伐	
上山市	( 狸森 ) 黒森	1		溪間工・山腹工	
上山市	( 鶴脛町 ) 愛宕	1		下刈	
上山市	( 金生 ) 高取	1	1	本数調整伐・植栽	(三吉山)
小計		9	4		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
天童市	( 川原子 水晶山 )	1	1	除伐・本数調整伐	
天童市	( 山元 若松 )	1		本数調整伐	
天童市	( 山元 後山 )	1	1	溪間工・本数調整伐	
天童市	( 貫津 古根板 )	1		本数調整伐・枝落	
天童市	( 貫津 石打場 )	1		本数調整伐・枝落	
小計		5	2		
山辺町	( 根際 入ノ山 )	1		本数調整伐・枝落	
山辺町	( 山辺 愛宕山 )	1	1	除伐・本数調整伐	
山辺町	( 大蔵 荒谷 )	1	1	本数調整伐	
山辺町	( 築沢 明神裏 )	1		本数調整伐・枝落	
山辺町	( 築沢 明神向 )	1	1	本数調整伐	
山辺町	( 要害 黒坂 )	1	1	溪間工	
小計		6	4		
中山町	( 金沢 関ノ入 )	1		溪間工・本数調整伐	
中山町	( 柳沢 長峯 )	1		溪間工・本数調整伐	
小計		2	-		
寒河江市	( 谷沢 平野山 )	1		溪間工・本数調整伐	
小計		1	-		
河北町	( 岩木 引竜 )	1		除伐・本数調整伐	
河北町	( 西里 大平 )	1	1	山腹工	
小計		2	1		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
西川町	( 水沢 ) 上ノ山	1	1	山腹工	
西川町	( 水沢 ) 水沢川	1	1	溪間工・山腹工・集水井工・排土工・下刈・除伐・本数調整伐	(上小沼)
西川町	( 入間 ) 軽井沢	1		溪間工・本数調整伐	
西川町	( 吉川 ) 上ノ山	1	1	山腹工・植栽工	
西川町	( 入間 ) 高平	1		下刈・除伐・枝落・本数調整伐	
西川町	( 岩根沢 ) 中山	1	1	本数調整伐	
西川町	( 月山沢 ) 砂沢	1	1	溪間工	
西川町	( 大井沢 ) 小山	1	1	山腹工・溪間工・植栽工	
西川町	( 水沢 ) 行水清水	1	1	下刈・除伐・枝落・本数調整伐	
西川町	( 大井沢 ) 寒河江川右岸	1	1	溪間工	(蛇喰沢) (ハタノ沢) (ニカワ沢)
西川町	( 月岡 ) 中田ノ上	1		山腹工・溪間工	
西川町	( 大井沢 ) 揚原	1	1	溪間工	
西川町	( 入間 ) 日影	1	1	山腹工・溪間工	
小計		13	10		
朝日町	( 宮宿 ) 大中峯	1	1	植栽・下刈・除伐・枝落・本数調整伐	
朝日町	( 新宿 ) タテ	1		下刈・除伐・枝落	
朝日町	( 古楨 ) 佐惣	1		溪間工・本数調整伐	
朝日町	( 送橋 ) 折当り	1		溪間工・本数調整伐	
朝日町	( 立木 ) 石須部	1		本数調整伐	
朝日町	( 太郎 ) 吉三山	1		溪間工・本数調整伐	
朝日町	( 三中 ) 横山	1	1	山腹工	
小計		7	2		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
大江町	( 大鉢 久保 )	1		排土工・本数調整伐・集水井工・暗渠工	
大江町	( 貫見 田代山 )	1	1	集水井工・暗渠工・杭打工	
大江町	( 勝生 彦テロ )	1		集水井工・暗渠工・杭打工	
大江町	( 黒森 中ノ畑 )	1	1	溪間工・山腹工・集水井工・暗渠工	
大江町	( 橘上 小倉 )	1	1	溪間工・本数調整伐・植栽工・下刈	
大江町	( 月布 袖山 )	1	1	下刈・除伐・枝落・本数調整伐	
大江町	( 富沢 大山 )	1	1	本数調整伐・植栽工	
大江町	( 柳川 長畑 )	1	1	溪間工・植栽工	
大江町	( 柳川 田ノ沢 )	1	1	山腹工・溪間工	
大江町	( 貫見 御館山 )	1	1	山腹工・溪間工・集水井工	
大江町	( 月布 竹ノ袋 )	1	1	山腹工	
大江町	( 沢口 向田 )	1	1	山腹工・溪間工	
小計		12	10		
村山調査区計		66	37		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
村山市	( 岩野 ) イタヤ沢	1		溪間工	
村山市	( 岩野 ) ヌクロ沢	1		溪間工・本数調整伐	
村山市	( 楯岡 ) 東沢	1	1	植栽工・本数調整伐	
小計		3	1		
東根市	( 東根元東根 ) 若宮山	1		山腹工	
東根市	( 東根元東根 ) 日の沢山	1		除伐・本数調整伐	
東根市	( 関山 ) 西原入	1		溪間工・本数調整伐	
東根市	( 東根元東根 ) 一の沢	1		除伐・枝落・本数調整伐	
東根市	( 沼沢 ) 唐沢	1		除伐・枝落・つる切・本数調整伐	
東根市	( 観音寺 ) 坂下山	1		山腹工	
東根市	( 泉郷 ) 沼山	1	1	溪間工・山腹工	
東根市	( 猪野沢 ) 吹越山	1		除伐・枝落・本数調整伐	
東根市	( 観音寺 ) 水無山	1		除伐・枝落・本数調整伐	
小計		9	1		
尾花沢市	( 毒沢 ) 川原子	1	1	山腹工	
尾花沢市	( 寺内 ) 水ヶ沢	1	1	溪間工	
尾花沢市	( 南沢 ) 深沢山	1		除伐・枝落・本数調整伐	
尾花沢市	( 岩谷沢 ) タモキ沢	1	1	溪間工	
小計		4	3		
大石田町	( 毒沢 ) 猪山	1	1	溪間工・山腹工	
大石田町	( 横山 ) 近江口山	1	1	山腹工・下刈	
大石田町	( 横山 ) 黒滝山	1	1	植栽工・除伐・枝落・本数調整伐	
小計		3	3		
北村山調査区計		19	8		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
新庄市	( 金沢 ) 金沢山	1		本数調整伐	
新庄市	( 本合海 ) 八幡	1		山腹工	
新庄市	( 萩野 ) 大似良川	1		溪間工	
小計		3	-		
金山町	( 有屋 ) 有屋沢	1		本数調整伐	
金山町	( 有屋 ) 助堂	1		山腹工	
金山町	( 有屋 ) 入有屋	1		溪間工	
金山町	( 金山 ) 弥蔵沢	1		本数調整伐	
金山町	( 金山 ) 焼山	1		山腹工	
金山町	( 金山 ) 八田茂沢	1		山腹工	
金山町	( 金山 ) 一ノ倉	1		山腹工	
金山町	( 中田 ) 杉沢山	1	1	溪間工・山腹工	
小計		8	1		
最上町	( 富沢 ) 狐塚	1		本数調整伐	
最上町	( 東法田 ) 大沢山	1	1	溪間工	
最上町	( 若宮 ) 沢原山	1	1	山腹工	
最上町	( 向町 ) 前森	1	1	溪間工	
最上町	( 本城 ) 平沢山	1		山腹工	
小計		5	3		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
舟形町	( 堀内 ) 松橋裏山	1	1	山腹工	
舟形町	( 堀内 ) 大畑	1		溪間工	
舟形町	( 長沢 ) 長沢山	1	1	溪間工	
舟形町	( 長沢 ) ゴンゲン沢	1	1	溪間工	
舟形町	( 長沢 ) 黒森	1		溪間工	
舟形町	( 長沢 ) 長尾前	1		山腹工・溪間工	
舟形町	( 舟形 ) 小田山	1		溪間工	
小計		7	3		
真室川町	( 差首鍋 ) 西内山	1		山腹工	
真室川町	( 差首鍋 ) 詰田沢	1		山腹工	
真室川町	( 差首鍋 ) 東内山	1		山腹工	
真室川町	( 差首鍋 ) 高坂山	1		山腹工	
真室川町	( 差首鍋 ) 尻無沢	1		山腹工	
真室川町	( 川ノ内 ) 高沢山	1		山腹工	
真室川町	( 及位 ) 及位	1		山腹工	
真室川町	( 大沢 ) 大向山	1	1	溪間工	
真室川町	( 大沢 ) 小国	1	1	山腹工・溪間工	
真室川町	( 大沢 ) 悪次郎	1		溪間工	
真室川町	( 大沢 ) 矢ノ沢	1	1	山腹工	
小計		11	3		



森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
大蔵村	( 南山 折渡 )	1		なだれ柵工	
大蔵村	( 南山 蕨野 )	1		なだれ柵工	
大蔵村	( 南山 和合 )	1		山腹工	
大蔵村	( 南山 桜峠 )	1		山腹工	
大蔵村	( 清水 大釘峯山 )	1	1	本数調整伐・溪間工	
小計		5	1		
鮭川村	( 石名坂 上ノ山 )	1		山腹工	
鮭川村	( 中渡 前林 )	1	1	山腹工	
鮭川村	( 川口 寒水沢山 )	1	1	溪間工・山腹工	
小計		3	2		
戸沢村	( 古口 三ツ沢 )	1	1	山腹工・溪間工	
戸沢村	( 古口 砂子沢 )	1		山腹工	
戸沢村	( 角川 山本 )	1	1	山腹工	
戸沢村	( 角川 籬沢 )	1		山腹工	
戸沢村	( 角川 元屋敷 )	1	1	山腹工	
戸沢村	( 角川 沢内 )	1	1	山腹工	
戸沢村	( 角川 小山下 )	1	1	溪間工	
戸沢村	( 松坂 向松坂 )	1	1	溪間工・山腹工	
戸沢村	( 岩清水 荒津沢 )	1		溪間工	
小計		9	6		
最上調査区計		51	19		
最上村山計画区計		136	64		

※1 区域欄には、当該区域の属する林班、字名又は対象区域の代表的地名を記載するものとする。

※2 治山事業施行地数欄には、実施すべき治山事業の数量を計上するものとする。

※3 計画期間の後半5カ年分の数量は、市町村別に記載しても差し支えない。

※4 主な工種欄には、当該区域における治山事業の主な工種（溪間工、山腹工、地下水排除工、本数調整伐）を記載するものとする。

## (2) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間） 単位 材積：千m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安
118

注 附録第10号により算出する。

第2表 持続的伐採可能量（年間） 単位 再造林率：% 材積：千m<sup>3</sup>

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	118	130	248
90	106		236
80	94		224
70	83		213
60	71		201
50	59		189
40	47		177
30	35		165
20	24		154
10	12		142

注1 持続的伐採可能量は附録第10号により算出する。

2 間伐立木材積は地域森林計画Ⅱの第6の1に定めるの計画量を記載する。

3 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。

## (3) その他

該当なし。

## ○附録第10号

### 持続的伐採可能量の計算要領

#### 1 計算の対象

主伐（皆伐）材積の上限の目安の計算対象は、将来にわたって育成単層林を維持すべき森林で、皆伐作業を行う人工林とし、具体的には次に掲げる森林とする。

- (1) 公益的機能別施業森林以外の森林のうち、木材等生産機能維持増進森林である森林
- (2) 水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

#### 2 計算に必要な資料

- (1) 計画区内の計算の対象となる森林の立木材積（森林簿等から求める。）
- (2) 市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林等ごとの面積
- (3) 樹種別の森林面積
- (4) 地域における樹種ごとの標準伐期齢

#### 3 計算方法

(1) 主伐（皆伐）上限量の目安の計算は、次により行う。

##### 【主伐（皆伐）上限量の目安の計算式（年間）】

$$E = Zw + (Vw - Vn) / Ta$$

E：伐採（皆伐）材積の目安

Ta：更新期間

Zw：対象森林の期首時の年間成長量

Vw：対象森林の期首時の立木材積

Vn：基準立木材積

（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）

なお、Taは対象森林につき定められている伐期齢が同一である森林の面積に当該伐期齢を乗じて得た数値の総和を対象森林の面積で除して得た数値

また、Vnは対象森林と同一の樹種の単層林が伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1に相当する材積

上記の伐期齢とは、市町村森林整備計画等において、公益的機能別施業森林等における施業の方法として定める伐期齢をいう。

(2) 持続的伐採可能量の計算は、次により行う。

【持続的伐採可能量の計算式（年間）】

$$Ea = E \times A$$

Ea：持続的伐採可能量

A：再造林率

なお、再造林率は、10～100%までの、例えば10%刻み等で設定し算出すること。

4 各森林計画区における計算結果のとりまとめ

下記の表に記入するなどして取りまとめる。なお、国有林森林計画においては、第1表のみとする。

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安（千m <sup>3</sup> ）

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千m<sup>3</sup>

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100			
90			
80			
70			
60			
50			
40			
30			
20			
10			

注1 間伐立木材積は地域森林計画Ⅱの第6の1に定める計画量を記載する。

注2 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。